

# 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会シルバー基金管理運営規程

(目 的)

第1条 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる、明るい長寿社会を実現し、地域に根ざした実践活動を積極的に展開するため、公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会（以下「県老ク連」という。）に「シルバー基金」を設置する。

(基金の造成)

第2条 この基金は、次のものをもって構成する。

- (1) 老人クラブ会員拠出金
- (2) この趣旨に賛同する者の寄付金

(管 理)

第3条 この基金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により、管理するものとする。

(基金の処分の制限)

第4条 この基金は、取り崩すことはできない。

(基金の果実の運用)

第5条 基金から生ずる果実は、公益目的事業の経費に充てるものとする。

(運営委員会)

第6条 基金の適正な運営をはかるため、基金管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は次の各号に掲げる任務を行なう。

- (1) 基金果実による事業の企画、立案、審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基金の運営に関すること。

3 委員会は委員10名以内で構成し、委員は次の各号に掲げるもののうちから選考し、理事会の選任を経て、県老ク連会長が委嘱するものとする。

- (1) 県老ク連役員
- (2) 県老ク連女性委員会委員
- (3) 市町村老連代表
- (4) 金融機関の職員

4 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第8条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(会 議)

第9条 委員会の会議は会長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任事項)

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年11月1日）から施行する。